

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。

肺炎

尿路感染症

帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)

2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。

3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

	主な治療内容
肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

【2020年度所定疾患療養費算定状況】

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	4	1	2	1	2	4	2	4	5	5	4	0	34
	治療日数	20	6	11	7	13	18	14	28	34	26	25	0	202
尿路感染症	人数	2	3	4	2	5	4	5	3	4	1	2	2	37
	治療日数	14	17	22	11	32	23	30	18	23	6	7	6	209
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人数	6	4	6	3	7	8	7	7	9	6	6	2	71
	治療日数	34	23	33	18	45	41	44	46	57	32	32	6	411